

◆同族会社が発行する社債利子の課税

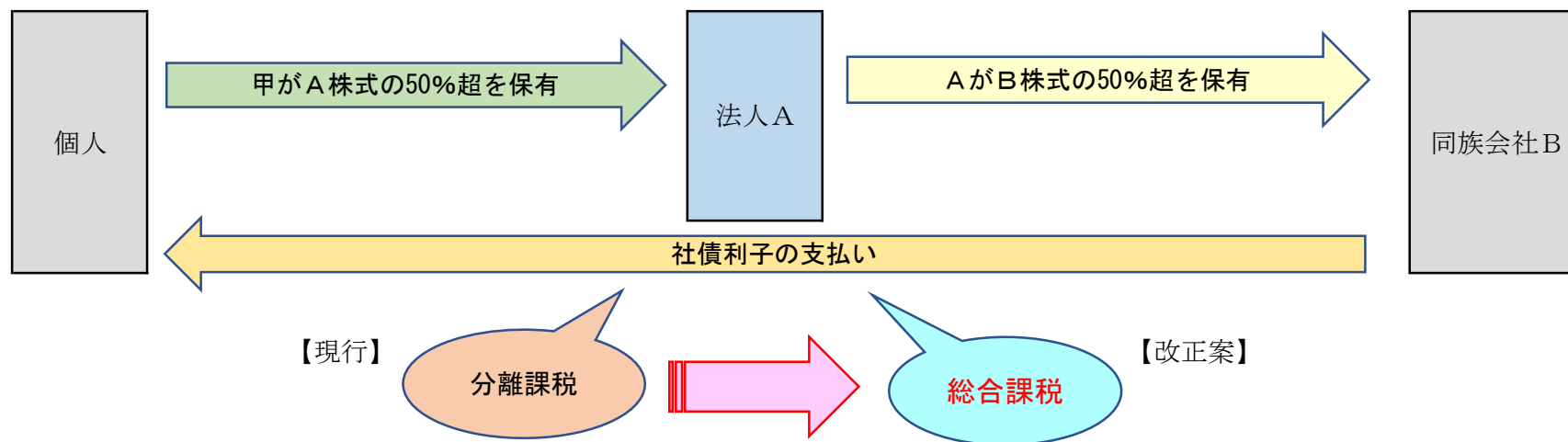
社債の利子は「利子所得」として20%の分離課税だが、平成25年度税制改正では、本来総合課税される役員報酬等を社債利子の形で受領して分離課税となる利子所得に転換しているとし、社債発行会社の社債の利子の支払いを受ける株主を判定の基礎とした場合に、その社債発行会社が同族会社となるときにおける、その株主等が支払いを受けるその社債の利子は総合課税の対象とされた。

しかし、個人が同族会社との間に法人を介在させる場合も分離課税への転換が容易にできることから総合課税の対象範囲が広げられた。

【改正案】同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係にある個人※及びその親族等が支払いを受ける社債の利子を総合課税の対象に追加する。

※法人と特殊の関係のある個人とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう。

(注) 令和3年4月1日以後に支払いを受けるべき社債の利子及び償還金に適用される。



◆消費税～課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

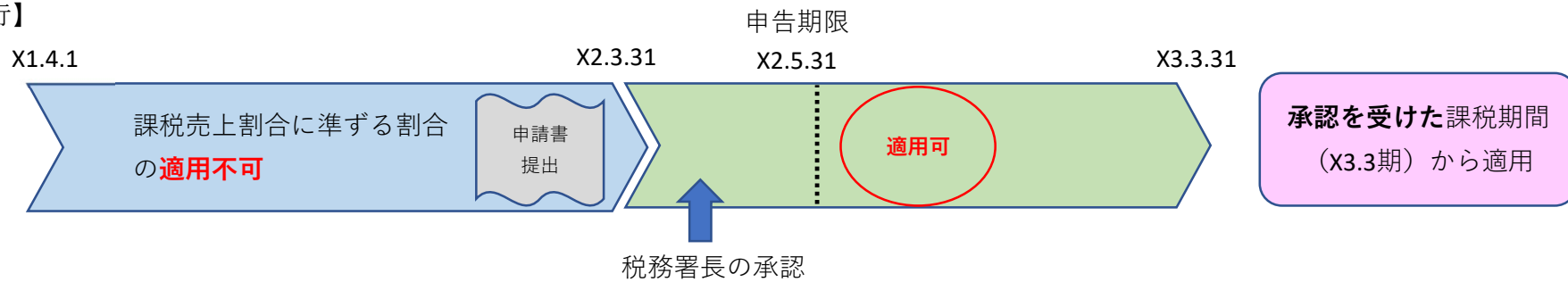
個別対応方式によって仕入税額控除を行う際に、課税売上と非課税売上に共通の課税仕入れに乗じる課税売上割合については、税務署長の承認を受けた場合、その承認を受けた日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができる。

ところが、課税期間の末日間際に土地の譲渡等があるなど課税売上割合に準ずる割合を用いる必要が生じた場合には、承認申請書を提出したとしても、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認を受けられないケースがあった。

そこで、課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入税額控除を計算しようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができるようにする。

〔具体例〕～3月決算法人が3月末に「承認申請書」を提出した場合

【現行】



【改正案】

